

定 款

定 款

目 次

第1章	総 則	1
第2章	株 式	2
第2章の2	A種種類株式	3
第2章の3	B種種類株式	12
第2章の4	優先順位	21
第3章	株主総会	21
第4章	取締役および取締役会	23
第5章	監査役および監査役会	24
第6章	計 算	25

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ポプラと称し、英文ではPOPLAR Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア、ドラッグストアの経営
2. 酒類の卸・小売販売
3. 煙草の販売
4. 郵便切手および印紙の販売
5. 宅配便、洗濯物、写真現像等の取次代行業務
6. 電話料金、電気料金等の支払代行業務
7. カタログ通信販売
8. 弁当および惣菜等調理食品の製造
9. ファーストフードの製造加工
10. 生鮮食料品の加工
11. 各種食料品の卸売業
12. 日用雑貨品の卸売業
13. 流通業、コンビニエンスストアおよびドラッグストア経営に関する調査研究
14. コンビニエンスストア、ドラッグストアの経営者および従業員に対する指導、育成に関する業務
15. 広告宣伝および印刷物の発行に関する業務
16. 物品の輸送および保管に関する業務
17. 喫茶、レストランの経営
18. 物品のレンタル業
19. 総合リース業
20. 不動産、店舗設備および什器備品の賃貸ならびに売買
21. 輸出入手続事務に関する代理業務
22. 融資および融資の斡旋に係る業務
23. 損害保険代理業
24. 生命保険の募集に関する業務
25. 旅行業法に基づく旅行業
26. 一般貨物自動車運送事業
27. 自動車運送取扱事業

28. 古物商（衣類・写真機類・事務機類・機械工具類・道具類・書籍）
29. 調剤薬局の経営
30. 医療用、家庭用等の電気製品の販売
31. インターネットを利用した各種情報ならびに情報提供サービス業
32. シーディ・ロムの企画、制作および発行
33. 情報処理サービス業
34. 情報提供サービス業
35. コンピュータおよびその周辺機器の開発、設計、製造、販売ならびに輸出入業務
36. コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守、メンテナンス
37. イベントの企画、制作および運営
38. 各種マーケティング業務
39. 経営コンサルティング業務
40. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を広島市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,180,472株とする。

2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	36,160,072株
A種種類株式	14,000株

B 種種類株式 6,400 株

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は 100 株とし、A 種種類株式および B 種種類株式の単元株式数は 1 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 株主名簿管理人については次の通りとする。

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 2 章の 2 A 種種類株式

(剰余金の配当)

第 11 条の 2 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録された A 種種類株式を有する株主（以下、A 種種類株主という。）または A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて、以下、A 種種類株主等という。）に対し、第 11 条の 16 第 1 項に定める支払順

位に従い、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、A種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. A種優先配当金の額は、50,000円（以下、本第2章の2において、払込金額相当額という。）に、以下に定める料率（以下、A種優先配当年率という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

- (a) 配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合
年率5.5%
- (b) 配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合
年率6.5%
- (c) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合
年率7%
- (d) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合および2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合
年率8%
- (e) 配当基準日が2028年3月1日以降の日である場合
年率7%

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の

総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を、A種累積未払配当金相当額という。）する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の16第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、A種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。

ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3. A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下、A種日割未払優先配当金額という。）は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

4. A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 4 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第 2 項に定める数の普通株式（以下、本第 2 章の 2 において、請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有する A種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、本第 2 章の 2 において、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本第 2 章の 2 において、普通株式対価取得請求日という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A種種類株主に対して交付するものとする。

2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額および(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額を、本条第 3 項および第 4 項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして A種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

3. 取得価額は、当初、154 円とする。

4.

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本第2章の2において、取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、株主割当日という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－} \\ \text{当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

$$\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

- ④ 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の

翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、VWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
大阪証券代行部

6. 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の 5 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本第 2 章の 2 において、償還請求日という。）として、当会社に対して書面による通知（以下、本第 2 章の 2 において、償還請求事前通知という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、本第 2 章の 2 において、償還請求という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) 払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする（以下、本第 2 章の 2 において、当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。）。

(a) 金銭交付日が払込期日以降 2026 年 5 月 31 日までの期間に属する場合
1. 05

(b) 金銭交付日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの期間に属する場合
1. 06

(c) 金銭交付日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合

1. 07

なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算し、また、A 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日において A 種種類株主から償還請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各 A 種種類株主により償還請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社は A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社
大阪証券代行部

3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

（金銭を対価とする取得条項）

第 11 条の 6 当社は、2026 年 5 月 31 日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本第 2 章の 2 において、金銭対価償還日という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、本第 2 章の 2 において、金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(ii) 金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに② A 種累積未払配当金相当額および A 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。

(a) 金銭対価償還日が 2026 年 5 月 31 日である場合

1.05

- (b) 金銭対価償還日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの期間に属する場合

1.06

- (c) 金銭対価償還日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合

1.07

なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算し、また、A 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

（譲渡制限）

第 11 条の 7 A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）

第 11 条の 8 当会社は、A 種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

2. 当会社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当会社は、A 種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

第 2 章の 3 B 種種類株式

（剰余金の配当）

第 11 条の 9 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された B 種種類株式を有する株主（以下、B 種種類株主という。）または B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて、以下、B 種種類株主等という。）に対し、第 11 条の 16 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により B 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下、B 種優先配当金という。）を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を

乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. B種優先配当金の額は、50,000円（以下、本第2章の3において、払込金額相当額という。）に、以下に定める料率（以下、B種優先配当年率という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

- (a) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合
年率7%
- (b) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合および
2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合
年率8%
- (c) 配当基準日が2028年3月1日以降の日である場合
年率7%

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（B種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を、B種累積未払配当金相当額という。）する。当社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の16第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年

度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(残余財産の分配)

第11条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第11条の16第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、B種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。

ただし、本項においては、分配日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3. B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下、B種日割未払優先配当金額という。）は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（B種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

4. B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の11 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下、本第2章の3において、請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、本第2章の3において、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本第2章の3に

において、普通株式対価取得請求日という。) ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

2. B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額および(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額を、本条第3項および第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

3. 取得価額は、当初、185円とする。

4.

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本第2章の3において、取得価額調整式という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－} \\ \text{当会社が保有する} \\ \text{普通株式の数）} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式数－当会社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 当会社を取得をさせることによりまたは当会社を取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる

日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセン

ティッププランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①ないし③のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表するVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

5. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

6. 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加

の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得請求権)

第 11 条の 12 B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額を限度として、B 種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本第 2 章の 3 において、償還請求日という。）として、当会社に対して書面による通知（以下、本第 2 章の 3 において、償還請求事前通知という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、本第 2 章の 3 において、償還請求という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に、(i) 払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに(ii) B 種累積未払配当金相当額および B 種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする（以下、本第 2 章の 3 において、当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。）。

- (a) 金銭交付日が払込期日以降 2026 年 5 月 31 日までの期間に属する場合
1. 05
- (b) 金銭交付日が 2026 年 6 月 1 日以降 2028 年 5 月 31 日までの期間に属する場合
1. 06
- (c) 金銭交付日が 2028 年 6 月 1 日以降の日である場合
1. 07

なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算し、また、B 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日において B 種種類株主から償還請求がなされた B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各 B 種種類株主により償還請求がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社は B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったも

のとみなす。

2. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪市中心区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部

3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の13 当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本第2章の3において、金銭対価償還日という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、本第2章の3において、金銭対価償還という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。

- (a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合

1.05

- (b) 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合

1.06

- (c) 金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合

1.07

なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(譲渡制限)

第 11 条の 14 B 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

第 11 条の 15 当社は、B 種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

2. 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3. 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

第 2 章の 4 優先順位

(優先順位)

第 11 条の 16 A 種優先配当金、B 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額、B 種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主等と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額および B 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金および B 種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。

2. A 種種類株式、B 種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A 種種類株式および B 種種類株式が第 1 順位、普通株式が第 2 順位とする。

3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 招集については次の通りとする。

1. 当会社の定時株主総会は毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 招集者および議長については次の通りとする。

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づきあらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 当該取締役に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議については次の通りとする。

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 議決権の代理行使については次の通りとする。

1. 株主は当会社の議決権を有するほかの株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 17 条の 2 当会社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
3. 第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4. 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
5. 第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに執行役員

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任については次の通りとする。

1. 当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期については次の通りとする。

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 代表取締役については次の通りとする。

当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを選定する。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前にこれを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第 23 条 取締役会の招集者および議長については次の通りとする。

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 当該取締役に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役会の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(相談役・顧問・参与)

第 26 条 当社は、取締役会の決議により、相談役・顧問および参与を置くことができる。

(取締役との責任限定契約)

第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 28 条 執行役員については次の通りとする。

1. 当社は、取締役会の決議により、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。
2. 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 30 条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期については次の通りとする。

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(期末配当金)

第37条 当社は、定時株主総会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下、期末配当金という。）を支払うものとする。

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第39条 期末配当金等の除斥期間については次の通りとする。

1. 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。